瑞宝単光章を授ける（各通）　飯塚康五郎
旭日単光章を授ける（各通）　屋上保元周作
旭日双光章を授ける（各通）　八月二十五日　松元洲二朗
旭日双光章を授ける（各通）　八月二十六日　木村勇一
瑞宝双光章を授ける（各通）　加藤暁
瑞宝単光章を授ける（以上八月二十日）　小沼英夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　橋本浄二
瑞宝単光章を授ける（各通）　丸山一弥
瑞宝双光章を授ける（各通）　小池隆
瑞宝単光章を授ける（以上八月二十日）　毅好雄
瑞宝双光章を授ける（各通）　山下忠義
瑞宝単光章を授ける（各通）　岩雄
瑞宝中綬章を授ける　（内閣府事務官）　以上八月二十三日　半田桂三郎
瑞宝双光章を授ける（各通）　山田芳巳
瑞宝単光章を授ける（各通）　吉田忠治
瑞宝双光章を授ける（各通）　大脇広樹
瑞宝中綬章を授ける　（北海道大学名誉教授）　以上八月二十四日　松岡邦直　望月洋平太宣
瑞宝単光章を授ける（各通）　佐藤木村崚男　柴田
瑞宝双光章を授ける（各通）　吉雄　酒井幸男
瑞宝単光章を授ける（以上八月二十四日）　芳司　柴崎邦夫
瑞宝中綬章を授ける　（国立大学法人職員）　林黒木眞一
瑞宝小綬章を授ける（各通）　勝野隆彦
瑞宝双光章を授ける（各通）　山根和夫
瑞宝単光章を授ける（以上八月二十五日）　金子ヌ　町榮隆
瑞宝中綬章を授ける　（鹿屋体育大学名誉教授）　合志徳久
瑞宝単光章を授ける（以上八月二十五日）　山本保夫　林鈴木信一　山下橋誠一　高橋榮美
瑞宝双光章を授ける（各通）　野本浩一郎　収
瑞宝小綬章を授ける（各通）　菅澤清　警視庁
瑞宝中綬章を授ける　（国立大学法人職員）　足立
瑞宝小綬章を授ける（各通）　（東北大学名誉教授）　後藤公美明
瑞宝双光章を授ける（各通）　竹田雄　集平訓　山谷隆夫　大野博造　岡村昭三　大石
瑞宝単光章を授ける（各通）　村尾勝雄　田口横堀敏幸　長谷部英三郎　正二
瑞宝双光章を授ける（八月二十七日）　中川俊正　坂根謙三
瑞宝双光章を授ける　井達利一　神谷晴夫　唐牛徳義
瑞宝単光章を授ける（各通）　（以上八月二十八日）

（香川大学名誉教授）　細川進
瑞宝中綬章を授ける　下井田里美　宮越一郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）　（群馬県利根沼田広域市町村圏振興整備組合消防司令）　春日耕一
瑞宝単光章を授ける（以上八月二十九日）　和本邦命全権大使　ロヴィーンラウィーサック・フート
日本国特命全権大使　ヘーネチェンツォ・ペト
旭日大綬章を贈与する（各通）　（九月二十一日）

官報告

官庁事項

平成23年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条の３第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり平成23年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要を公表する。

平成24年９月28日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のとおり」は省略し、林野庁国有林野部経営企画課及び各森林管理局に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定について

平成24年９月14日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成24年９月28日

農林水産大臣　郡司　彰

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山口県長門市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　鹿児島県志布志市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁並びに市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第８項の規定に基づき、宮城県知事に対し気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止を要求したので、同条第10項の規定に基づき、公表する。

平成24年９月28日

農林水産大臣　郡司　彰

１　廃止の要求をした理由

平成14年より当該計画に基づき、漁港整備を進めてきた気仙沼漁港は、平成23年３月に発生した東日本大震災により甚大な被害を受け、現在、その復旧が進められているところである。今般、当該計画を見直し、気仙沼漁港の復旧・復興状況を鑑みて、改めて事業計画を策定することとしたため、本事業の廃止を要求したものである。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

輸送施設や漁港施設用地等の未整備部分を一部残しているが、整備した外郭施設及び係留施設等については、今後の災害復旧により、改めて機能の発揮が期待される。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

事業実施済み箇所の外郭施設及び係留施設等は、被害を受けたものの、今後の災害復旧により、改めて係留作業や漁船への乗降の安全性、利便性の向上等の機能の発揮が期待される。

４　廃止したことによる影響に関する事項

今後の復旧・復興に合わせて、改めて必要な整備を行うこととするため、当該計画における廃止の影響は無い。

５　今後の課題と対応に関する事項

災害復旧に合わせて、新規の計画を着実に進捗させることが必要である。

巻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第８項の規定に基づき、宮城県知事及び石巻市長に対し石巻地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止を要求したので、同条第10項の規定に基づき、公表する。

平成24年９月28日

農林水産大臣　郡司　彰

１　廃止の要求をした理由

平成14年より当該計画に基づき、漁港整備を進めてきた石巻漁港は、平成23年３月に発生した東日本大震災により甚大な被害を受け、現在、その復旧が進められているところである。今般、当該計画を見直し、石巻漁港の復旧・復興状況を鑑みて、改めて事業計画を策定することとしたため、本事業の廃止を要求したものである。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

輸送施設等の未整備部分を一部残しているが、整備した外郭施設及び係留施設等については、今後の災害復旧により、改めて機能の発揮が期待される。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

事業実施済み箇所の外郭施設及び係留施設等は、被害を受けたものの、今後の災害復旧により、改めて係留作業や漁船への乗降の安全性、利便性の向上等の機能の発揮が期待される。

４　廃止したことによる影響に関する事項

今後の復旧に合わせて、改めて必要な整備を行うこととするため、当該計画における廃止の影響は無い。

５　今後の課題と対応に関する事項

災害復旧に合わせて、新規の計画を着実に進捗させることが必要である。

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄千葉動力車労働組合から、要員の確保等の要求に関して、平成24年10月１日以降、同組合員が従事するＪＲ千葉鉄道サービス株式会社の職場（千葉県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

なお、争議行為が行われた場合に影響が及ぶと想定される都道府県ならびにＪＲの路線は、別記のとおりである。

平成24年９月28日

厚生労働大臣　小宮山洋子